

事故を防ぎ、長く安全に使うために 『長期使用製品安全点検制度』が

平成21年
4月1日から

スタートします。



メーカーに
登録
しましょう。

製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」*では、メーカーに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

*消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

対象製品
(特定保守製品)

電気



ビルトイン式電気食器洗機

電気



浴室用電気乾燥機

石油



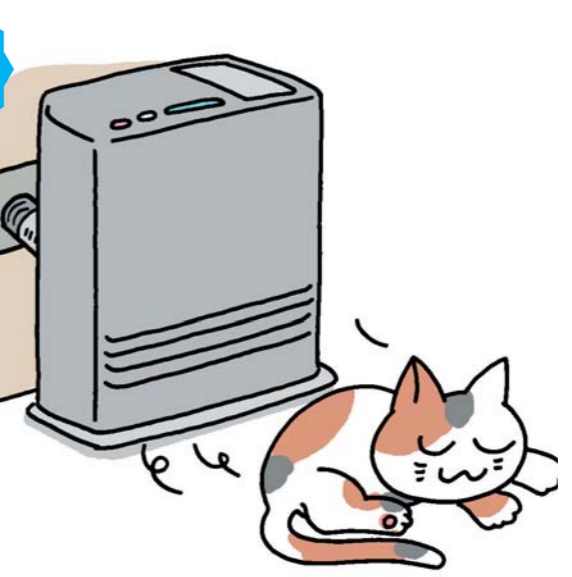
石油給湯機

石油



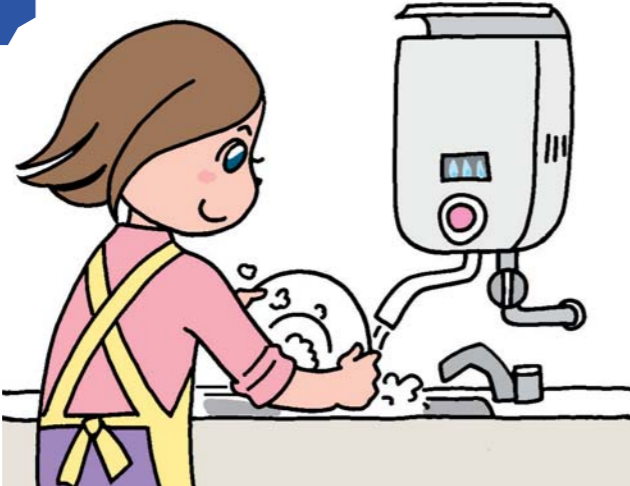
石油ふろがま

石油



FF式石油温風暖房機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用/プロパンガス用)

ガス



屋内式ガスふろがま (都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年
4月1日から

現在お使いの製品*も
点検可能です。
詳しくは
メーカーなどに
おたずねください。

*平成21年4月1日よりも
前に製造・輸入された製品



「特定保守製品」を購入したら

販売者*から「点検制度」についての説明を受けます。*工務店、不動産販売業者等の場合もあります。

所有者票を返送します。
(メーカーに所有者登録)

点検時期が来たら
通知が届きます。

メーカーに点検を依頼します。
*点検には料金がかかります。

点検を受けます。

*所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。

(この制度のお知らせ
経済産業省ホームページ)

<http://www.meti.go.jp/>

または

製品安全ガイド

検索



消費者の
みなさま

長期使用製品安全
点検・表示制度